

件名 下関海響マラソン 参加者災害補償保険

執行番号	1 2 3
保険種類	仕様書のとおり
保険期間	平成30年11月3日 0:00 から 平成30年11月4日 24:00 まで ※大会当日の会場と給付対象者の住居または宿泊施設との通常の経路往復中も含む
参加資格要件	<p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>社団法人日本損害保険協会会員会社（損害保険会社）のうち下関市内に本店、支店または営業所等を有していること。</p> <p>本件公開日から本件の提案提出期限日までの間に、下関市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。</p> <p>会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。</p> <p>過去2年間において、国又は地方公共団体その他の公共団体もしくは当実行委員会において、同種の契約を締結した実績があること。</p>
申請方法	<p>「入札参加資格審査申請書」（様式1）及び「過去2年間の同種契約の実績を示す書類」（様式2）を提出期限内必着で下関海響マラソン実行委員会事務局に提出のこと。</p> <p>審査の結果は、「入札参加資格確認通知書」（様式3）で通知する。</p>
申請書提出期間	平成30年10月22日（月）17時まで
入札日時等	<p>平成30年10月26日（金）10時</p> <p>下関商工会館 4階 小会議室</p> <p>入札保証金は下関契約規則による。ただし、納付が必要な場合は、後日通知する。</p>
問合せ先	<p>下関海響マラソン実行委員会 事務局 担当：井本</p> <p>電話083-231-2729</p>

下関海響マラソン 参加者災害補償保険 仕様書

■保険の種類

災害補償保険

■給付の対象者

下関海響マラソン2018大会参加者

■給付の対象人数（予定）

・ 12,961名

※大会終了後、保険料の追加精算は行わない

■補償の内容

「下関海響マラソン2018」災害補償規程による。

- ・ 死亡・後遺障害 200万円
- ・ 入院（日額） 3,000円
- ・ 通院（日額） 2,000円

■補償の対象

- ・ 傷害
- ・ 特定疾病（大会参加に起因する下記の疾病を対象とする）
※急性心疾患、急性脳疾患、熱中症、低体温症、脱水症など

■保険契約者（被保険者）

下関海響マラソン実行委員会 委員長 富永 洋一

■補償対象期間

自：平成30年11月3日 0時

至：平成30年11月4日 24時

※大会当日の会場と給付対象者の住居または宿泊施設との通常の経路往復中も含む

「下関海響マラソン2018」災害補償規程

本規程は、下関海響マラソン実行委員会が主催する「下関海響マラソン2018」の見舞金支給に関する事項を定める。

(給付対象者)

第1条 本規程において給付対象者とは、下関海響マラソン2018大会(以下「大会」という。)の参加者名簿に氏名が記載されている者で大会参加者本人を言う。

(受給者)

第2条 本規程に定める見舞金は、給付対象者本人またはその法定相続人(以下「受給者」という。)に支給する。

(補償対象期間)

第3条 給付対象者が大会に参加するために大会会場に集合した時から解散するまでの間で、かつ、大会責任者の管理下にある間を言う。大会当日の会場と給付対象者の住居または宿泊施設との通常の経路往復中も含む。

(補償内容)

第4条 給付対象者が大会参加中の事故により、事故の発生の日から180日以内に死亡した場合又は後遺障害を被った場合、もしくは入院した場合に以下の各号の見舞金を受給者に支給する。

(1) 死亡見舞金 2,000,000 円

(2) 後遺障害見舞金 程度に応じ 2,000,000 円～ 80,000 円

(3) 入院見舞金(1日につき) 3,000 円(支払限度日数 180日)

(4) 通院見舞金(1日につき) 2,000 円(支払限度日数 90日)

(支払条件)

第5条 前条の見舞金の支払条件については、すべて主催者が契約する保険の約定履行費用保険普通保険約款および補償制度費用保険特約(マラソン大会見舞金補償プラン用)の定めるところによる。